



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)
号外第54号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(14)(給与課)..... 1
-------------	---

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第12条 略 2 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。	第12条 略 2 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員

(4)~(6) 略

3 略

4 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者(以下「継続勤務者」という。)にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))にあっては、基本日数)

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの
20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))

(1) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員

(2) 略

(3) 略

(4)~(6) 略

3 略

4 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(退職派遣者にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの
20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数(退職派遣者にあっては、これを含んだ日数))を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(退職派遣者にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

にあつては、基本日数)

(3) 略

(4) 前項に規定する者(前号に掲げる者を除く。)

20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)

5 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

1~14 略	
15 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
16~19 略	

(3) 略

(4) 前項に規定する者(前号に掲げる者を除く。)

20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数)を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)
(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

5 略

(特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

1~14 略	
15 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
16~19 略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員</u></p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者(以下「継続勤務者」という。)にあっては、これを含んだ日数))を減じて得た日数(再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合(継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。))にあっては、基本日数)</p> <p>(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数(継続勤務者にあっては、これを含んだ日数))を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者(以下「国家公務員等」という。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数(退職派遣者にあっては、これを含んだ日数)を減じて得た日数(再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)</p> <p>(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数(退職派遣者にあっては、これを含んだ日数)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未</p>

満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあつては、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。））にあつては、基本日数）

(3) 略

(4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除く。）

20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあつては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつてはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）

5 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

1～14 略	
15 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
16～34 略	

満の端数があるときは、これを切り上げた日数（退職派遣者にあつては、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(3) 略

(4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除く。）

20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあつては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつてはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

5 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

1～14 略	
15 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
16～34 略	

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

